

福岡県公報

令和6年11月12日
第547号

目次

告示 (第705号 - 第708号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 土地区画整理事業の換地処分の完了届出 (都市計画課) 1
- 特定猟具 (銃器) 使用禁止区域の指定 (自然環境課) 2

公告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (県営住宅課) 5
- 落札者等の公示 (教育庁財務課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5

人事委員会

- 福岡県人事委員会委員長の選挙 (人事委員会事務局任用課) 5
- 福岡県人事委員会委員長の職務を代理する委員の指定 (人事委員会事務局任用課) 6

告示

福岡県告示第705号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年11月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	国道	500号	前	田川郡添田町大字落合1938番1先から 田川郡添田町大字落合2043番1先まで	8.9 ～ 40.4	616.5
			後	田川郡添田町大字落合1938番1先から 田川郡添田町大字落合2043番1先まで	8.9 ～ 40.4	616.5

福岡県告示第706号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年11月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年11月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	500号	田川郡添田町大字落合1938番1先から 田川郡添田町大字落合2019番1先まで

福岡県告示第707号

筑後市和泉野口土地区画整理事業の施行者である筑後市和泉野口土地区画整理組合から、換地処分を完了した旨の届出が令和6年10月24日付けであったので、土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第103条第4項の規定により公告する。

令和6年11月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県告示第708号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

令和6年11月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 久保白特定猟具（銃器）使用禁止区域**(1) 区域**

飯塚市のうち、大字棕本の県道高田天道停車場線と市道天道・安恒線との交点を起点とし、同市道を南東へ進み県道大分太郎丸線との交点に至り、同県道を南西へ進み飯塚市と桂川町との境界線に出て、同境界線を西へ進み桂川町、大字久保白及び大字北古賀の境界線分岐点に至り、大字久保白と大字北古賀との境界線を西へ進み大字北古賀、大字久保白及び大字大分の大字界分岐点に至り、大字久保白と大字大分との境界線を北へ進み大字久保白、大字高田及び大字大分の大字界分岐点に至り、大字高田と大字大分の境界線を西へ進み県道穂波嘉穂線との交点に至り、同県道を北東へ進み市道高田・長尾線に至り、同市道を北東へ進み県道高田天道停車場線に至り、同県道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和6年11月15日から

令和16年11月14日まで

2 仁保特定猟具（銃器）使用禁止区域**(1) 区域**

飯塚市のうち、大字鹿毛馬と大字仁保との境界線と国道201号との交点を起点とし、同国道を南西へ進み大字仁保人形、字高尾及び字シウ田の字界分岐点に至り、字人形と字高尾との境界線を北東へ進み大字大門と大字仁保との境界線に至り、同境界線を北東へ進み大字鹿毛馬と大字仁保との境界線に至り、同境界線を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和6年11月15日から

令和16年11月14日まで

3 築城飛行場特定猟具（銃器）使用禁止区域**(1) 区域**

行橋市及び築上郡築上町のうち、築上町大字西八田の国道10号と県道東八田宇留津椎田線との接続点を起点とし、同国道を北西へ進み音無川との交点（音無橋）に至り、同川の右岸を北東へ進み河口に至り、同地点から築城飛行場の滑走路（以下「滑走路」という。）に平行な海上の直線上を東北東へ進み1,900m進んだ地点に至り、同地点から滑走路に垂直な海上の直線上を南南東へ進み1,600m進んだ地点に至り、同地点から滑走路に平行な海上の直線上を西南西へ進み築上町大字西八田海岸防波堤の北から2番目の階段上を通過し、町道西八田53号線との交点に至り、同町道を北西へ進み町道西八田10号線に接続し、同町道を西へ進み町道西八田15号線に接続し、同町道を南西へ進み県道東八田宇留津椎田線に接続し、同県道を南西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和6年11月15日から

令和16年11月14日まで

4 岩石山特定猟具（銃器）使用禁止区域**(1) 区域**

田川郡添田町のうち、町道畑川柳迫線と大字添田字岩石山、字柳迫小谷の字界との交点を起点とし、同町道を北西へ進み町道伊原殿町線に接続し、同町道を北へ進み町道新城赤村線との交点に至り、同町道を東へ進み岩石林道に接続し、同林道を東へ進み添田町と田川郡赤村との境界線に至り、同境界線を南東へ進み鷲越峠に至り、同峠から大字添田と大字津野との境界線を南へ進み字岩石山と字裏谷裾野との境界線に接続し、同境界線を西へ進み字岩石山と字柳迫小谷との境界線に接続し、同境界線を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和6年11月15日から

令和16年11月14日まで

5 ふれあいの森特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

宗像市のうち、主要地方道若宮玄海線と市道山田1020号線との交点を起点とし、同主要地方道を南東へ進み長谷池に至り、同池の堤防を南西へ進み堤防中央に至り、同堤防中央の水路を南へ進み山田川に至り、同川を南東へ進み県道野間須恵線に至り（第二須恵橋）、同県道を南へ進み市道須恵19号線に接続し、同市道を西へ進み市道稲元20号線に接続し、同市道を西へ進み市道稲元・城ヶ丘線に接続し、同市道を北西へ進み市道須恵2号線に接続し、同市道を北東へ進み市道須恵7号線に接続し、同市道を北西へ進み市道相原6号線に接続し、同市道を北へ進み更に西へ進み市道河東1002号線に接続し、同市道を北西へ進み市道相原1号線に接続し、同市道を北東へ進み堆肥舎入口下の水路に至り、同水路を北東へ進み相原池（下）堤防に至り、同堤防を西へ進み相原池西側水路に至り、同水路を南西へ進み市道稲元・池浦線に至り、同市道を北西へ進み九州産業大学敷地内の私道に接続し、同私道を北西へ進み突き当たり、突き当たりから北東へ進み突き当たり、突き当たりから北へ進み同大学敷地内を出てそのまま北へ進み市道池浦・横山線に至り、同市道を東へ進み市道山田1020号線に接続し、同市道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和6年11月15日から
令和16年11月14日まで

6 筑紫特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

筑紫野市のうち、県道原田停車場津古線と筑紫野市及び小郡市との境界線の交点を起点とし、同県道を西へ進みJR原田駅に至り、同駅よりJR鹿児島本線を北へ進み同本線とJR筑豊本線との接点に至り、筑豊本線を北東へ進み筑紫野市と筑前町との境界線へ至り、同境界線を南へ進み筑紫野市、朝倉郡筑前町及び小郡市の境界線分岐点に至り、筑紫野市と小郡市との境界線を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和6年11月15日から

令和16年11月14日まで

7 福智町彦山川特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

田川郡福智町のうち、大字赤池、大字金田及び大字弁城との境界線の交点を起点とし、大字赤池と大字金田との境界線を南西へ進み主要地方道北九州小竹線に接続し、同主要地方道を北西へ進み主要地方道田川直方線に接続し、同主要地方道を北西へ進み田川郡福智町と直方市との境界線へ至り、同境界線を東へ進み県道夏吉直方線に接続し、同県道を南東へ進み町道輝ヶ瀬水落線に接続し、同町道を南東へ進み主要地方道北九州小竹線に接続し、同主要地方道を南東へ進み大字赤池と大字弁城との境界線に至り、同境界線を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和6年11月15日から
令和16年11月14日まで

8 田川市彦山川特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

田川市のうち、市道大橋・楠橋線と主要地方道田川直方線との交点を起点とし、同主要地方道を楠橋を経て南東へ進み県道今任原伊田線に接続し、同県道を南東へ進み市道下伊加利・高源寺線に接続し、同市道を南東へ進み田川市と田川郡大任町との境界線に至り、同境界線を南西へ進み市道下伊加利・彦山川・鎮西橋線との交点に至り、同市道を北西へ進み県道庄伊田線に接続し、同県道を北西へ進み市道成導寺橋・大橋線に接続し、同市道を北西へ進み市道大橋・楠橋線に接続し、同市道を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和6年11月15日から
令和16年11月14日まで

9 長木・二塚特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

行橋市のうち、県道長尾稗田平島線と市道前ノ屋敷・ヒワノクマ線との交点を起点とし、同市道を北東へ進み市道八田口・川崎線に接続し、同市道を南東へ進み市

道早焼・中間線に接続し、同市道を南西へ進み市道下屋敷・帯田線に接続し、同市道を南へ進み長木川との接点に至り、同川の右岸を西へ進み行橋市と京都郡みやこ町との境界線に接続し、同境界線を西へ進み県道長尾稗田平島線に接続し、同県道を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和6年11月15日から

令和16年11月14日まで

10 矢留・南泉特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

行橋市及び京都郡みやこ町のうち、国道496号と県道長尾稗田平島線との交点を起点とし、同国道を南へ進み主要地方道椎田勝山線（新道）に接続し、同主要地方道を西へ進み行橋市とみやこ町との境界線に接続し、同境界線を南西へ進み平成筑豊鉄道田川線に接続し、同鉄道を北へ進み県道長尾稗田平島線に接続し、同県道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和6年11月15日から

令和16年11月14日まで

11 牟田池特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

福津市及び宗像市のうち、牟田池全域（池内の陸地を含む。）

(2) 存続期間

令和6年11月15日から

令和16年11月14日まで

12 松隈・津和崎特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

糸島市のうち、大字油比と大字志摩津和崎の境界線と県道津和崎潤線との交点を起点とし、県道津和崎潤線を北西へ進み主要地方道福岡志摩線に至り、出会い橋を経て火山川に接続し、同川を北へ進み岸田溜池へ向かう里道との交点に至り、同里道を溜池に沿って東へ進み更に南へ進み、突き当りを西へ進み市道平田行合1号線

に接続し、同市道を南へ進み市道行合3号線に接続し、同市道を東へ進み突き当りを南へ進み、突き当りを西へ進み交差点で南へ進み主要地方道福岡志摩線に接続し、同主要地方道を西へ進み市道平田・介添線に接続し、同市道を南へ進み里道に接続し、同里道を南へ進み大字油比と大字志摩津和崎との境界線に至り、同境界線を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和6年11月15日から

令和16年11月14日まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市前原北一丁目1580番3から1580番13まで及び1581番1並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区平尾二丁目17番11号

ディー・アンド・エイチ株式会社

代表取締役 坂口 剛彦

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市大字今井字文久3613番5及び3613番8から3613番10まで

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市八幡西区則松五丁目20番13号
岡住工業株式会社
代表取締役 岡住 雅寛

公告

福岡県営住宅条例に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準案について、次のとおり意見を募集します。

令和6年11月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 意見募集期間
令和6年11月12日から令和6年12月11日まで
- 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県建築都市部県営住宅課に据え置きます。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年11月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
実習船「海友丸」定期検査受検及び修繕工事
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県立水産高等学校 共同運航事務局
(2) 所在地
福津市津屋崎四丁目46番14号
- 3 落札者を決定した日

令和6年10月17日

- 4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
長崎造船株式会社 代表取締役 古口 裕紀
(2) 住所
長崎県長崎市浪の平町4番2号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
185,350,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和6年9月3日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字熊崎2415番1及び2415番3から2415番7まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区明和町9番1号
株式会社海王
代表取締役 竹下 晃平

人事委員会

福岡県人事委員会告示第1号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条第1項の規定に基づき、福岡県人事委員会は、令和6年10月29日、同委員会委員馬場貞仁を同委員会委員長として選挙した。

令和6年11月12日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会告示第2号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条第3項の規定に基づき、令和6年10月29日、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する委員として福岡県人事委員会委員境正義を指定した。

令和6年11月12日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁